

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 1 3 日

指定居宅介護（介護予防）サービス事業所 各位

山形市福祉推進部指導監査課長

高齢者への新型コロナウイルス感染症の感染防止に係る業務対応について（通知）

今般、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（令和2年4月7日付け厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）、「介護サービス事業所に休業を要請する際の留意点について（その2）」（令和2年4月7日付け厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）及び「高齢者施設等において新型コロナウイルスの感染者（又は感染が疑われる方）が発生した場合の対応について（令和2年3月31日付け山形県健康福祉部長寿社会推進課長事務連絡）」が発出され、社会福祉施設等における感染拡大防止に向けた取組を徹底するよう示されているところです。

さて、山形市内においても新型コロナウイルス感染症例が発生している中で、介護サービスは、利用者やその家族の生活を継続するうえで欠かせないものであり、十分な感染防止対策を前提として、必要なサービスを継続的に提供することが重要です。

現在、貴事業所におかれましても徹底した感染拡大防止対策に取り組んでいただいているところですが、やむを得ず貴事業所においてサービスを縮小または休止しなければならない場合を想定し、以下の点について改めてご留意いただきますようお願いいたします。

1) 利用者の心身状況・介護者世帯の状況把握

（サービス縮小・休止時における継続支援の必要性の把握）

2) 代替サービスの想定など

例：“通所サービス” から “訪問サービス” への変更

上記に基づき、感染症例が発生した場合等におきまして、的確に迅速な対応ができるようご準備をお願いいたします。

【担当】

山形市指導監査課 高齢福祉指導係

Tel : 023-641-1212 (内線 660・862・863)